1 国民保護計画とは

国民保護計画とは、武力攻撃事態等に備え、政府が定める基本指針に基づいて都道府県や市町村が作成する国民の保護に関する計画をいい、市町村等の重要な役割として「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」の三つを定めています。

(1) 避難

日本に対する武力攻撃が迫った場合、国は国民に警報を発令し、さらに、避難 の必要があると認めた場合は、避難措置の実施を都道府県知事に指示します。市 町村では、都道府県と連携し、住民に対して警報の内容の伝達や避難住民の誘導 等を行います。

(2) 救援

国は、避難後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示します。市町村では、都道府県と連携し、住民に対して収容施設の設置、食品・飲料水、生活必需品、医療の提供などの救援、避難住民等の安否情報の収集・整理等を行います。

(3) 武力攻撃災害への対処

市町村は、国、都道府県と連携し、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするため、生活関連等施設の安全確保、危険物質等の被害防止、警戒区域の設定、消火・救急・救助活動等の必要な措置を行います。

国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画が対象とする事態には、武力攻撃事態と緊急対処事態があります。

1 武力攻撃事態の想定

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、次の4類型を想定しています。

①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

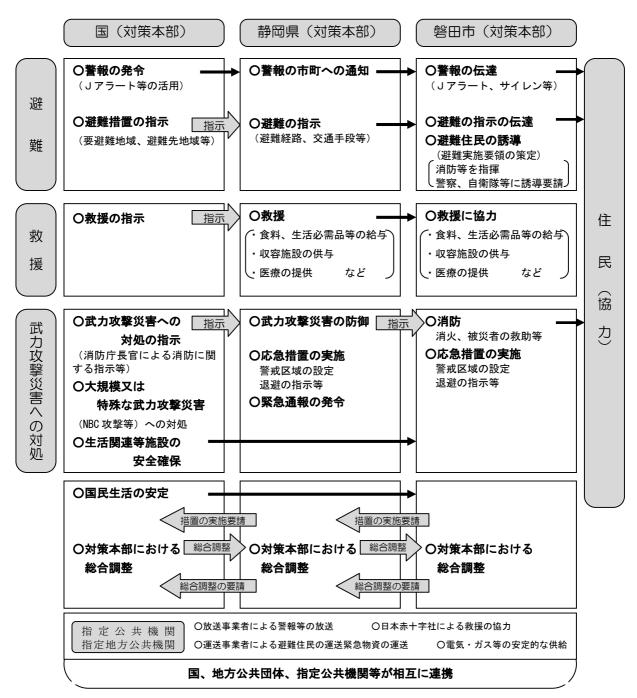
2 緊急対処事態の想定

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した 事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、次の 4つに分類しています。

分 類	事態例
①危険性を内在する物質を有する施設	・原子力事業所等の破壊
等に対する攻撃が行われる事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
②多数の人が集合する施設、大量輸送	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
機関等に対する攻撃が行われる事態	・列車等の爆破
	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
③多数の人を殺傷する特性を有する物	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
質等による攻撃が行われる事態	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	・水源地に対する毒素等の混入
④破壊の手段として交通機関を用いた 攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

2 国民の保護に関する措置の仕組み

- (1) 政府による武力攻撃事態等の認定前
 - 市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又はそのおそれを把握したとき、「初動連絡体制」をとって次の措置を講ずる。
 - ①消防機関等を通じて当該事態の情報収集
 - ②国、県等関係機関に対する情報提供
- (2) 政府による武力攻撃事態等の認定後
 - ア 政府による武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針の作成
 - イ 内閣総理大臣による国民保護対策本部を設置すべき都道府県、市町村の指定
 - ウ 指定の通知を受けた市町村の長は市町村国民保護対策本部を設置



3 国民の保護計画の体系

【国】国民の保護に関する基本指針 【指定行政機関】国民保護計画 【指定公共機関】国民保護計画 ・内閣総理大臣に協議 ・国民保護協議会に諮問 ・議会に報告 【指定地方公共機関】国民保護業務計画

【市】国民保護計画

- 県知事に協議
- 国民保護協議会に諮問
- 議会に報告

4 法整備と計画作成・変更の経緯

平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」 の成立

平成17年3月 「基本指針」の閣議決定

平成18年3月 「静岡県国民保護計画」の公表

平成19年3月 「磐田市国民保護計画」の公表

平成23年1月 「磐田市国民保護計画」の軽微な変更

平成24年3月 「磐田市国民保護計画」の軽微な変更

5 磐田市国民保護協議会 委員名簿

No.	委員区分	役職名	機関名	委員等職名
1		会長	磐 田 市	市長
2	指定地方行政機関	委員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所 長
3	(第1号)	委員	海上保安庁清水海上保安部	部 長
4	自衛隊 (第2号)	委員	陸上自衛隊第34普通科連隊	第2中隊長
5		委員	静岡県西部地域局	局 長
6	県職員	委員	静岡県袋井土木事務所	所 長
7	(第3号)	委員	静岡県西部健康福祉センター	所 長
8		委員	静岡県磐田警察署	署 長
9	副市長(第4号)	委員	磐 田 市	副市長
10	教育長・消防長	委員	磐田市教育委員会	教育長
11	(第5号)	委員	磐田市消防本部	消防長
12	第6号	委員	磐 田 市	病院長
13		委員	磐 田 市	総務部長
14	(川順貝)	委員	磐 田 市	危機管理監
15		委員	西日本電信電話株式会社静岡支店	支店長
16		委員	中部電力株式会社	営業所長
10			電力ネットワークカンパニー磐田営業所	
17	指定地方公共機関 (第7号)	委員	一般社団法人静岡県トラック協会中遠分室	分室長
18	(委員	天竜浜名湖鉄道株式会社	代表取締役社長
19		委員	遠州鉄道株式会社磐田営業所	営業所長
20		委員	中部ガス株式会社浜松支社磐田営業所	営業所長
21		委員	一般社団法人磐田市医師会	副会長
22	有識者	委員	磐田市消防団	団 長
23	(第8号)	委員	磐田市危険物安全協会	会 長
24		委員	磐田市自治会連合会	会 長